破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６１８号
岩手県花巻市本館32番地　ラシーヌＦ３号、開始決定時の住所岩手県花巻市西大通り１丁目７番20号
破産者　小原　　茂
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５号
埼玉県狭山市大字北入曽685番地の10
破産者　遠山　　稔
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６２４号
盛岡市東安庭３丁目17番８号、旧住所盛岡市東安庭３丁目２番13号　コーポセフティ101号
破産者　及川　克枝
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９０号
山形県米沢市小野川町300番地
破産者　鈴木　茂吉
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第９８５号
兵庫県尼崎市大島２丁目16番３号、前住所兵庫県尼崎市浜田町４丁目30番地
破産者　鈴木隆太郎
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７４号
福岡市城南区宝台団地17番102号
破産者　宮渕　光弘
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１３０号
福岡市早良区南庄６丁目16番22―203号、住民票上の住所福岡県前原市潤２丁目７番６号
破産者　齊藤　貴志
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３５０号
富山県射水市松木504番地、開始決定時の住所富山県富山市呉羽町6832番地20
破産者　若狭　秀吉
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１８８号
富山県射水市本町３丁目３番15号
破産者　松浦　紀子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５７３号
広島市東区馬木３丁目20番19号
破産者　村城　和之
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２５号
広島県山県郡北広島町今田639番地３
破産者　榎　　真司
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８１号
福岡市西区橋本１丁目６番６号、開始決定時の住所福岡市西区生松台１丁目21番３号
破産者　野口　康夫
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１９号
福岡市博多区那珂１丁目43番38号
破産者　仲村渠　栄
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５３号
福岡市西区大字小呂島58番地
破産者　北川友子こと　北川とも子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６４号
福岡市東区原田１丁目20番16―310号
破産者　吉塚みち子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鹿野41番地の８
破産者　廣野　武士
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１６２号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鹿野41番地の８
破産者　廣野　ウメ
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所